

# 米の生産調整にご協力を



転換畑で作付けられたパスタム

## 需給の均衡と価格安定のため

平成8年度から始まった「生産調整推進対策」は、今年で2年目を迎えます。

昨年度の横芝町における転作達成率は93・6%で、昭和46年に米の生産調整が始まって以来、初めて目標値を下回ってしまいました。

これは、新生産調整推進対策では、「米の生産調整は、生産者の自主性を重視し、地域の主体的取組みを尊重する」とされたことから、一部の生産者に誤解（転作を実施しなくても米は売れる）が生じたことが原因では

ないかと考えられています。

しかし、米については依然として潜在的な生産力が需要を大きく上回っており、更に、ここ3年続きの豊作から需給事情が大幅に緩和している状況にあります。一方、これまでの食糧管理法に代わり制定された食糧管理法では、生産調整が需給・価格の安定を確保する上で最も重要な手段として位置付けられております。生産調整が行われませんと、米の供給過剰により価格の大幅な低落を招くなど、稲作経営自体が危ぶまれることになりかねません。

米の需給の均衡と価格の安定を図るためにはこれまで以上に生産調整を着実に実施していく必要がありますので、生産者の皆さんにはこの制度の趣旨を十分ご理解いただき、尚一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

### 目標

面積は

22・0%

生産調整の手法	内 容
転 作	①水田に稲作以外の作物を作付けする②水田を転換畑、林地、施設園芸用地等へ転換する
調 整 水 田	水田に水を張り常に水稻の生産力が維持される状態に管理する
多目的機能水田	水田の多目的機能が発揮されるような状態で利用・管理する（景観形成・国土環境保全等）
水 田 預 託	転作を目的として水田を農協等に預託する
自己保全管理	水田を常に耕作可能な状態に管理する
土地改良通年施行	土地改良事業又はこれに準ずる事業を通年施行により実施する
実 績 算 入	転作等として取り扱うことが適当とされるもの（直播など減収を伴う場合は、減収分を算入）

注 実績算入は生産調整助成金の対象となりません。

平成9年度の全国での生産調整目標面積は、昨年度と同じ78万7千ヘクタール（定着除外面積、加工用米換算面積を含む）と決定され、当横芝町への割当面積は219・1ヘクタールとなりました。これは水田耕作面積の約22・0%に当たります。

農家の皆さんへの生産調整目標面積のお知らせは、例年どおり各地区の農家組合長さんを通じて3月初旬に行いますので、別表の手法のいずれかにより、目標面積の達成にご協力ください。（目標面積が達成されない場合、国や県の補助事業を優先的に受けることができなくなります）